

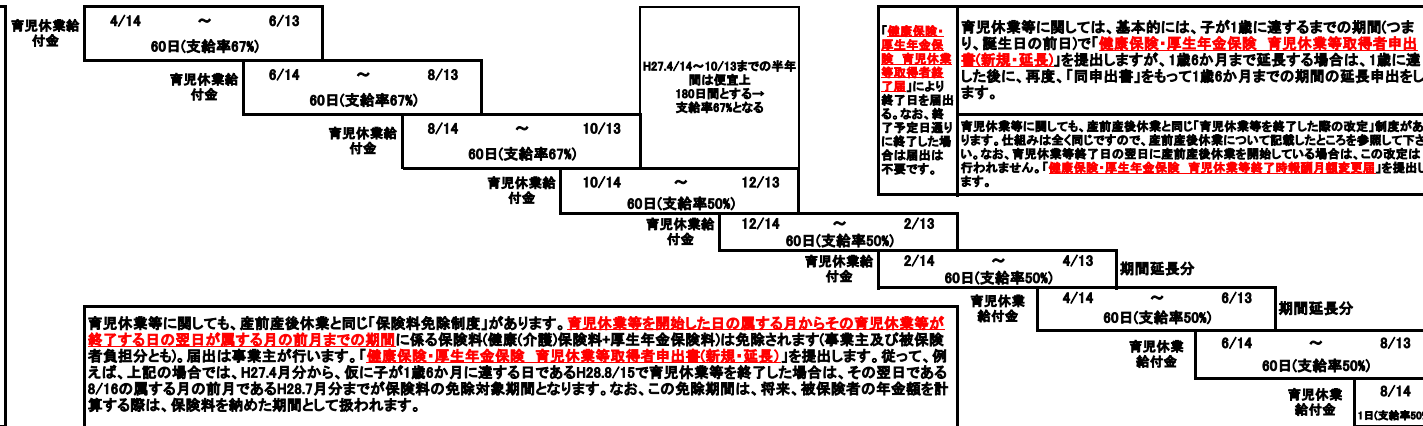
《産前産後休業及び育児休業等時系列一覧表》

年 月	平成27年												平成28年											
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
① 出産予定日より前に出産した場合 ② 出産予定日=出産日 ③ 出産予定日より前に出産した場合	12/30	←産前→		出産予定日 2/9	←産後→		4/6	98日間	出産前に産休期間中の保険料免除を申し出た場合 ・産前休業開始後に「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書 」を提出	出産後に産休期間中の保険料免除を申し出た場合 ・産後に「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届 」を提出	産休終了予定年月日の前までに産休を終了した場合 ・「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届 」により終了日を届出る。なお、終了予定日通りに終了した場合は届出は不要です。	被保険者が、産前産後休業の終了後に職場復帰し、当該産前産後休業に係る子を養育している場合 → 健康保険料が専業主婦として保険料等へ申し出るもの。 「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届 」を提出します。保険者等は、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月間(この3か月の内に「報酬支払基礎日数」が17日未満の月については除きます)に受けた報酬の総額を、その期間の月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を算定します。なお、産前産後休業が終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は提出できません。当該標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日から起算して2か月を経過した日の属する月の翌月から改定されます。例えば、①の場合は、産前産後休業終了日であるH27.4/13の翌日である4/14から起算して2か月を経過した日である6/14の属する6月の翌月である7月分から改定されることとなります。実際には、6月に支給される給与から改定後の保険料が控除されることとなります。												
		←産前→		出産(予定)日 2/16	←産後→		4/13	105日間	・産前休業開始後に「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書 」を提出し、その後「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届 」の提出は要しない。	出産後に「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書 」を提出	「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届 」により終了日を届出る。なお、終了予定日通りに終了した場合は届出は不要です。													
		←産前→		出産予定日 2/23	←産後→		4/20	98日間	・産前休業開始後に「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書 」を提出	・産後に「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届 」を提出	「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届 」により終了日を届出る。なお、終了予定日通りに終了した場合は届出は不要です。													
←産前→		1/6	←産後→		4/13	98日間	・産前休業開始後に「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書 」を提出	・産後に「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届 」を提出	「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届 」により終了日を届出る。なお、終了予定日通りに終了した場合は届出は不要です。															
←産前→		1/13	←産後→		4/20	98日間	・産前休業開始後に「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書 」を提出	・産後に「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届 」を提出	「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届 」により終了日を届出る。なお、終了予定日通りに終了した場合は届出は不要です。															
←産前→		1/6	←産後→		4/13	98日間	・産前休業開始後に「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書 」を提出	・産後に「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届 」を提出	「 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届 」により終了日を届出る。なお、終了予定日通りに終了した場合は届出は不要です。															
出産手当金支給可能期間 (H27.1/6～H27.4/13)(健康保険) 出産手当金支給可能期間 (H28.12/30～H27.4/13)(健康保険)									産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料(健康(介護)保険料+厚生年金保険料)は免除されます(事業主及び被保険者負担分とも)。届出は事業主が行います。従って、例えば、①の場合は、H28.12月分からH27.3月分までが保険料の免除対象期間となります。なお、この免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。															
ただし、上記期間のうち、給与を受けられなかった期間のみ出産手当金が支給されます。									被保険者が、産前産後休業を終了して職場復帰した場合において、勤務時間の短縮などの理由により従来よりも報酬額が低下することがあり、このような場合に、標準報酬月額の改定が行えるようにして、保険料負担の軽減化が図られるようにした制度です。															

育児休業開始日	4/14	→育児休業等期間(H27.4/14～H28.2/15)←	2/15 (満1歳に達する日)	→育児休業等期間(～H28.8/15)(半年延長の場合)←	8/15
		→育児休業給付金支給期間(H27.4/14～H28.2/14)(雇用保険)←	2/14	→育児休業給付金支給期間(～H28.8/14)(半年延長の場合)(雇用保険)←	8/14

【雇用保険法の「育児休業給付」について】

- ・先ず、基本的には、事業主は、その雇用する一般被保険者が育児休業を開始したときは、休業を開始した日の翌日から起算して10日以内に「**雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書**」を所轄職安の長に提出しなければなりません。
- ・初めて育児休業給付金の支給を受けようとする被保険者は、「支給単位期間(右の図にある各口内の、休業開始日から1か月ごとに区切った各期間のことで、初回で言うと、4/14～5/13がそれに当てはまります)」の初日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までに、「**育児休業給付受給資格確認票(初回)育児休業給付金支給申請書**」に「**休業開始時賃金証明書**」を添付して所轄職安の長に提出しなければなりません。
- ・ただし、一般的には、支給申請は事業主が被保険者に代わって行うことになっており、その場合には、上記証明書の提出は初回の支給申請時までに行えばいいことになっています。
- ・なお、職安での義務は、当該育児休業給付金の支給は2か月ごとに行われます。従って、初回分の4/14～6/13期間分であれば、6/14～8/31までに初回分の支給申請を行えばいいことになっています。さらに、第2回分の6/14～8/13期間分であれば、8/14～10/31までに第2回分の支給申請を行えばいいことになっています。



※ <育児休業中の保険料の免除要件の見直し> 短期の育児休業等の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業等を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、重畳に係る保険料については1か月を超える育児休業等を取得している場合に限り(注)、免除の対象とすることができます。(令和4年10月1日施行)これは、現行では、月の末日の時点で育児休業等をしている場合に、当該月の保険料が免除されるという仕組みになっています。というのは、「育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間」までが免除の対象とされており、例えば月内(1日から20日までの間)での育児休業等とその末日以外で終了する場合には、上記要件に照らせば、終了日の翌日である21日の属する月の前月までとなってしまう、当該月については免除の対象とならないという弊害があったからです。

(注) 健康保険法第159条、厚生年金保険法第81条の2及び船員保険法第118条各第1項には、「その育児休業等の期間が1か月以下である者については、標準報酬月額に係る保険料に照る」との表現になっており、ということは、1か月を超える場合には、「標準賞与額に係る保険料」でもいいということの意味しているからです。

「**健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書(新規・延長)**」を提出しますが、1歳6か月まで延長する場合は、1歳に達した後に、再度、「**同申出書**」をもって1歳6か月までの期間の延長申出をします。

育児休業等に関しては、基本的には、子が1歳に達するまでの期間(つまり、誕生日の前日)で「**健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書(新規・延長)**」を提出しますが、1歳6か月まで延長する場合は、1歳に達した後に、再度、「**同申出書**」をもって1歳6か月までの期間の延長申出をします。

育児休業等についても、産前産後休業と同じ「育児休業等を終了した際の改定」制度があります。仕組みは全く同じですので、産前産後休業について記載したところを参照して下さい。なお、育児休業等終了日の翌日に産前産後休業を開始している場合は、この改定は行われません。「**健康保険・厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届**」を提出します。